

## 交通アクセス

< 駐車場のご案内 >



バス:鳥取駅バスターミナル

「中央病院行き」乗車

「中央病院」で下車

※詳細はお電話にてご確認ください。

## お問い合わせ先

〒680-0901

鳥取市江津 730 番地

(TEL)0857-29-8889

(FAX)0857-29-9300

鳥取療育園 通園担当

鳥取県立鳥取療育園

児童発達支援センター「きらり」



令和8年度  
鳥取県立鳥取療育園



## 児童発達支援センター「きらり」

あそびをとおして、地域で生活しやすくなるよう子育て支援と発達面・医療面への支援を行います。

### 対象になる方

運動発達の遅れや発達の遅れ、また発達障がいおよびその疑いのある就学前のお子さんとその保護者様。ご利用にあたってはご家族の同伴が必要です

### 活動内容(例) ※利用クラスによって内容は異なります

登園	登園
おあつまり	運動
水分補給・おやつ	個別ワーク
玩具遊び、運動 等	おあつまり
トイレ	運動
昼食	おやつ、玩具遊び
おわりの会 等	おわりの会 等

### 保護者様の活動

- ・お子さんへのかかわり方等、支援の方法をスタッフと一緒に探ることを目的に、活動に親子で参加していただきます。
- ・身体やあそび、地域のサービスの利用方法、就学について等「保護者勉強会」を行います(家族支援加算が利用料に加算されます)。

### 地域生活への支援

保護者様の希望に応じてお家や保育園等関係機関への訪問を実施しております。家族支援加算や関係機関連携加算が利用料に加算されます。

### 活動クラス ※クラスごとに利用日が決まっています。

	クラス設定目的
ぼなな	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的、医療的配慮点を確認しながら、家庭から日中活動の場へ登園し、心身を整えられるよう一緒に考え支援します。</li> <li>・安心、安全に在宅生活をおくれるよう、必要な情報提供等を行います。</li> <li>・定期的に集団活動を経験し様々な感覚を刺激するあそびをとおして感覚機能の促進や自己表現の方法を拡げます。</li> <li>・家庭生活の充実に向けて、福祉サービス等子育て支援についての、必要な情報提供等を行います。</li> </ul> (利用日:原則毎週火・金)
たぐらんどぼ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的配慮点を確認しながら、姿勢やからだの動かし方、道具の使い方・使いやすい道具の工夫等について一緒に考え支援します。</li> <li>・見とおしをもって活動に参加することを目的とし、状況理解・適応の方法を知って生活場面に活かせるよう支援します。</li> <li>・基本的な生活動作(食事・更衣等)の取り組み方のコツを一緒に探り支援します。</li> </ul> (利用日:不定期水曜日 月2回程度)
どんぱりまら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あそびへの興味やあそび方の拡がりについて、一緒に考え支援します。</li> <li>・見とおしをもって活動に参加することを目的とし、状況理解・適応の方法を知って生活場面に活かせるよう支援します。</li> <li>・基本的な生活動作(食事・更衣等)の取り組み方のコツを一緒に探り支援します。</li> </ul> (利用日:不定期水曜日または木曜日 月2回程度)
エルマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の基礎となる力【聞く・話す・書く】、概念の拡がりを育みます。</li> <li>・いろいろな遊具やあそびをとおして、身体の動かし方や物に合わせた動き方を育めるよう、一緒に考え支援します。</li> <li>・見とおしをもって活動に参加し、自分にあった表現の仕方や学び方がわかるよう支援します。</li> <li>・見えない生活のルールを学び、友だちとのあそびややりとりを楽しめるよう支援します。</li> </ul> (利用日:火曜日14:30~16:00 月4回程度)

※保育園等他機関を利用されている場合は、連携をとりながら、発達促進に取り組むとともに、かかわり方や活動の工夫等を一緒に考えます。  
 ※利用クラスや回数・時間等は、個別にご相談・ご提案させていただきます。

### 利用料

児童福祉法に基づいた利用料で所得に応じて負担上限月額があります。1回の利用につき、利用料とサービスの内容に給食費※1と医療費※2の自己負担があります。

- ※1…給食提供をとまなうサービスをご利用の場合
- ※2…医療受給者証が発行されている方

### 利用までの流れ ※あくまで一般的な流れです。

- ①活動見学  
活動を親子で一緒に見学していただきます。
- ②利用申請  
市役所・町役場で利用申請を行います。  
相談支援事業所で利用計画を作成します。
- ③面談  
保護者様からお子さんのことについて聞き取りをします。聞き取らせていただいた内容を基に個別支援計画書を作成します。  
(半年ごとに見直します)
- ④利用決定  
市役所・町役場から受給者証が交付されます。
- ⑤契約
- ⑥利用開始

お気軽にご相談ください♪

